

事務連絡
令和6年4月1日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）
衛生主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課
厚生労働省医政局地域医療計画課

令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（うち、妊婦に対する遠方の
分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に限る）に係る Q&A について

平素より、母子保健行政に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、令和6年度母子保健衛生費国庫補助金（うち、妊婦に
対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に限る）に係る Q&A
を作成しましたので、事業の実施に当たりご参照いただきますようお願いいた
します。

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 Q&A

問1 離島に居住する妊婦については、都道府県または市町村が当該妊婦に対して地方単独事業により分娩の支援(交通費及び宿泊費の支援)を行った場合、当該支援に要する経費は特別交付税の算定の基礎となるため、本事業の国庫補助の対象外になるという理解でよいか。

(答)

- お見込みのとおりです。

問2 妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設(または周産期母子医療センター)が、妊婦の出産日においてすでに定員に対する受入患者数が超過していることなどにより、当該妊婦の受入ができない場合はどのような取扱いとなるか。

(答)

- お尋ねのケースでは、当該分娩取扱施設(または周産期母子医療センター)を除いた、住所地から最も近い分娩取扱施設(または周産期母子医療センター)であって妊婦の受入が可能なものを基に「概ね60分以上の移動時間」などの判断を行っていただくこととなります。

問3 妊婦(医学的な理由等により周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦に限る。)の住所地から最も近い周産期母子医療センターが、当該妊婦に必要な医療を提供できる体制が整っていない場合には、どのような取扱いとなるか。

(答)

- お尋ねのケースでは、当該妊婦に必要な医療が提供できる体制が整っている周産期母子医療センターであって妊婦の受入が可能なもののうち、住所地から最も近い周産期母子医療センターを基に「概ね60分以上の移動時間」などの判断を行っていただくこととなります。

問4 妊婦の住所地から60分未満に分娩を取り扱う助産所があるが、分娩を取り扱う最も近い病院・診療所までは60分以上の移動時間を要する場合であって、妊婦が当該病院・診療所での分娩を希望した場合、当該妊婦を本事業の助成の対象としてよいか。

(答)

- 差し支えありません。

問5 医学的な理由等により周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦について、妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センターと最も近い周産期母子医療センター以外の病院・診療所のいずれも60分以上の場所にある場合、当該病院・診療所での分娩は助成の対象となるか。

(答)

- 当該病院・診療所が当該妊婦の受入可能な体制が整備されている場合には、当該病院・診療所での分娩も助成の対象とします。

問6 医学的な理由等により周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦について、どのように判断すれば良いか。

(答)

- 当該妊婦に対して、周産期母子医療センターで分娩する必要がある母児の医学的・社会的理由（例えば、比較的高度な医学管理が必要である合併症妊娠や妊娠合併症があること、出生直後から高度な新生児医療を行う必要があること、精神疾患を合併する妊婦であること、若年妊婦等の社会的ハイリスクと考えられる妊婦であること等）の聞き取りや、妊婦健診受診票に記載された健診結果及び医師の所見等より適切に確認（必要に応じて、紹介元医療機関や受け入れ先の周産期母子医療センターが発行する診断書や診療情報提供書等を当該妊婦に許可を取った上で確認）した上で、市町村において判断していただくこととなります。当該判断については、都道府県が設置する周産期医療に関する協議会や成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して、当該都道府県内の市町村間で整合的となるよう、統一した判断基準を定めることが望ましいと考えています。
- なお、「食事や備品、設備などのアメニティが充実している」などの理由で周産期母子医療センターでの分娩を希望する妊婦は助成の対象にはなりません。

問7 宿泊費は最大14日分まで助成するとのことであるが、出産日の何日前から宿泊するかについては妊婦自ら判断することとなるのか。

(答)

- 妊婦が分娩取扱施設の産科医等と相談した上で、出産日の何日前から近隣の宿泊施設で宿泊するかを決めていただくこととなります。
- また、例えば、前駆陣痛があったため分娩取扱施設を受診したが、医師の判断によりその時点では入院とはならなかった場合において、住所地に戻ることなく、入院までの間、近隣の宿泊施設で宿泊した場合についても、宿泊費の助成の対象として差し支えありません。

問8 「標準的な移動時間が概ね60分以上」について、どのように判断すれば良いか。また、移動時間が55分だった場合、助成の対象としてよいか。

(答)

- 基本的には、移動ルート及び移動時間に係る検索サイトやアプリを利用するなどにより、妊婦が選択した移動手段における標準的な移動時間を確認した上で、概ね60分以上を要するかを判断いただくこととなります。
- また、あくまで「概ね」であるため、移動時間が55分だった場合でも、市町村の判断により助成の対象とすることは差し支えありません。
- なお、「標準的な移動時間が概ね60分以上」を要すると市町村が判断した妊婦については、当日の実際の移動時間が60分に満たなかった場合（例えば50分であった場合）であっても、助成の対象となります。
一方で、「標準的な移動時間が概ね60分以上」を要しないと市町村が判断した妊婦については、当日の実際の移動時間が、突発的な事情（例えば、鉄道の遅延等）が生じたことなどにより60分以上となった場合であっても、助成の対象外となります。

問9 「標準的な移動時間が概ね60分以上」について、公共交通機関の本数や、季節の要因（寒冷地における冬季の積雪状況など）等を勘案し、駅での待ち時間や交通への影響等を考慮した上で、市町村において判断することは可能か。

(答)

- 差し支えありません。

問10 市町村において、「標準的な移動時間が概ね60分以上」の要件について、「住所地から○km以上離れていること」などの距離等の基準を設けて判断することは可能か。

(答)

- 市町村の判断により、距離等による基準を設けて「標準的な移動時間が概ね60分以上」に該当するかを判断することも差し支えありません。

問11 本市においては、職員の役職に応じて、旅費規程で適用される金額（単価）が異なるが、本事業の交通費及び宿泊費の助成額の算出にあたりどの役職を適用すればよいか。

(答)

- 本事業の助成額の算出に当たり適用する役職は、特別職や指定職は除いた役職の中で、一般的な常識の範囲内で、市町村において判断していただいて差し支えありません。
- なお、旅費規程に定められる「日当」は、本事業の助成額の算出に当たり対象とはなりませんのでご注意ください。